

○交通事故記録装置の設置及び運用要綱の制定について

(平成21年 3 月 3 日例規第 2 号)

[沿革] 平成30年 3 月例規第 5 号、令和 4 年 3 月第 5 号改正

別記のとおり制定し、平成21年 3 月 3 日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別記

交通事故記録装置の設置及び運用要綱

第 1 目的

この要綱は、交通事故記録装置の適正な設置及び運用について必要な事項を定め、もって適正かつ科学的な交通事故事件捜査を行うことを目的とする。

第 2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 交通事故自動記録装置

事故記録用カメラ、集音マイク、制御部（記録制御部、音源識別部、蓄積部等により構成された部分をいう。）、信号現示ユニット等で構成され、交差点において発生した交通事故の衝突音、スリップ音等を感知して当該交通事故の発生の直前から直後までの間における交差点内の状況を自動的に記録する装置をいう。

(2) 常時録画式交差点カメラ

事故記録用カメラ、制御部（記録制御部、蓄積部等により構成された部分をいう。）等で構成され、交差点内の状況を常時記録する装置をいう。

(3) 交通事故記録装置

交通事故自動記録装置及び常時録画式交差点カメラをいう。

第 3 運用体制

1 管理責任者

(1) 警察本部に交通事故記録装置（以下「記録装置」という。）の管理責任者を置き、交通部交通指導課長をもって充てる。

(2) 管理責任者は、次に掲げる事務を行うものとする。

ア 記録装置の設置及び運用に関する事務の統括

イ 交通事故事件の捜査に従事する者に対する記録装置の活用に関する指導及び教養

2 管理補助者

管理責任者は、交通部交通指導課課長補佐（企画指導担当）を管理補助者に指定

し、その事務を補佐させるものとする。

3 運用責任者

(1) 記録装置が設置されている交差点（以下「記録装置設置交差点」という。）を管轄する警察署（以下「記録装置設置警察署」という。）に、記録装置の運用責任者を置き、警察署長をもって充てる。

(2) 運用責任者は、管理責任者の指導及び調整の下、次に掲げる事務を行うものとする。

ア 関係所属との連絡及び調整

イ 記録装置の保守点検

ウ 管理簿冊等の作成及び保存

エ 記録装置で使用するビデオテープ、フラッシュメモリー等（以下「記録媒体」という。）の保管等

オ 所属の交通事故事件の捜査に従事する者に対する記録装置の活用に関する指導及び教養

4 運用補助者

運用責任者は、記録装置設置警察署の交通課長（奈良警察署にあっては、交通第二課長とする。）を運用補助者に指定し、その事務を補佐させるものとする。

第4 設置等

1 設置要件

記録装置は、その機能を効率的に発揮させるため、原則として信号機が設置され、かつ、交通事故が多発している交差点のうちから、次に掲げる要件のいずれにも該当するものを対象として設置するものとする。

(1) 事故記録用カメラの位置及び高さの選択等によって、有効な映像を収集することができる交差点の形状及び規模であること。

(2) 交差点及びその直近において、記録装置の効率的な運用を妨げる建造物、樹木その他の障害となるもの（交通事故自動記録装置にあっては、騒音を含む。）が存在しないこと。

(3) 事故記録用カメラによる撮影の範囲内において、次に掲げる事項を行うことができること。

ア 交差点進入時における車両の特定

イ 走行速度の算出等に必要な道路標示等の確認

2 事故記録用カメラの設置基準等

(1) 設置基準

事故記録用カメラは、原則として、1の交差点に2基設置するものとする。

(2) 留意事項

事故記録用カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 交差点の全部が各事故記録用カメラの撮影の範囲内に入るようにすること。

イ 運転者等の容貌及び自動車登録番号（車両番号を含む。）を判別することができない撮影となるよう各事故記録用カメラの高さ及び角度を調整すること。

3 交差点見取図の作成及び保管

(1) 運用責任者は、記録装置設置交差点ごとに、その形状及び道路標示等の状況を明らかにした見取図（以下「交差点見取図」という。）を作成し、交通事故記録装置運用管理簿（別記様式第1。以下「運用管理簿」という。）に添付して保管しておくものとする。

(2) 運用責任者は、記録装置設置交差点の形状又は道路標示等の変更を認めたときは、その都度、速やかに交差点見取図の修正等を行うものとする。

第5 記録画像の適正な活用

1 交通事故事件捜査に当たっての記録画像の確認

記録装置設置交差点を発生場所とする交通事故事件の捜査に当たっては、記録媒体に記録された当該交通事故に係る画像（以下「記録画像」という。）を確認するものとする。

2 交通事故当事者等に対する記録画像の閲覧

運用責任者は、捜査及び公判において支障が生ずるおそれがないと認める場合に限り、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に定める者に対し、記録画像を閲覧させることができるものとする。

(1) 取調べ等捜査上必要がある場合 当該交通事故の当事者

(2) 交通死亡事故等により交通事故の当事者から事情聴取をすることができないため、当該交通事故の当事者の親族から事情聴取をする場合 当該交通事故の当事者の親族

(3) 交通事故の目撃者その他の関係者から事情聴取をした場合において、当該交通事故の目撃状況と記録画像の状況に食い違いがある場合 当該交通事故の関係者

3 記録画像を閲覧させた場合の措置

運用責任者は、2の(1)から(3)までに定める者に対し、記録画像を閲覧させたときは、その経過を画像記録媒体保管・記録画像閲覧簿（別記様式第2。以下「保管・閲覧簿」という。）に記録しておくものとする。

4 留意事項

記録画像の閲覧に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 捜査上必要があるときは、記録画像を閲覧させた経緯及び内容について捜査報告書で明らかにし、これを事件記録に添付すること。
- (2) 記録画像を活用するときは、その取扱いに十分注意し、個人情報及び捜査情報が漏えいすることのないようにすること。

第6 画像記録媒体の保管等

1 画像記録媒体の保管

運用責任者は、記録画像を保存しておく必要があると認めるときは、保管・閲覧簿に所要の事項を記載の上、運用責任者が必要と認める間、施錠機能のある保管設備において、当該記録画像に係る記録媒体（以下「画像記録媒体」という。）を保管しておくことができるものとする。

2 画像記録媒体の複製の作成及び保管

運用責任者は、画像記録媒体を検察庁に送致（付）するときは、当該画像記録媒体の複製を作成しておくものとする。この場合において、保管・閲覧簿に所要の事項を記載の上、当該送致（付）に係る判決の確定又は公訴時効の成立までの間、施錠機能のある保管設備において、当該画像記録媒体の複製を保管しておくものとする。

第7 保守点検

1 点検

運用責任者は、おおむね月1回、次に掲げる事項について点検を行うものとする。

- (1) 記録装置の外観
- (2) 制御部の異常の有無
- (3) 記録画像の確認
- (4) 記録装置設置交差点の形状及び道路標示等の変更の有無
- (5) 交通安全施設管理要綱（交通安全施設管理要綱の制定について（平成5年11月例規第53号）別記）に定める現示階梯^{てい}図と信号現示との整合

2 点検結果の記録等

- (1) 運用責任者は、1の点検を行ったときは、交通事故記録装置点検簿（別記様式第3。以下「点検簿」という。）に当該点検結果等を記載しておくものとする。
- (2) 運用責任者は、記録装置等の故障、損傷等の異常を認めたときは、管理上必要な措置を講ずるとともに、その状況を速やかに管理責任者に報告するものとする。
- (3) (2)の報告を受けた管理責任者は、更に措置を講ずる必要があると認めるときは、運用責任者と協議の上、必要な措置を講ずるものとする。

第 8 管理簿冊

1 管理簿冊の備付け等

- (1) 運用責任者は、記録装置及び画像記録媒体の管理及び運用の状況を明らかにするため、記録装置ごとに、運用管理簿、保管・閲覧簿及び点検簿を備え付けておかなければならない。
- (2) 運用管理簿には、交通安全施設管理要綱に定める信号機管理簿及び信号機現示等設定表の写しその他関係書類を添付しておくものとする。

2 保存期間等

(1) 運用管理簿

ア 運用責任者は、第 4 の 3 の (2) の変更を認めたときは、その都度、速やかに運用管理簿に所要の事項を記載しておくものとする。

イ 運用管理簿は、記録装置が撤去されるまでの間保存しなければならない。

(2) 保管・閲覧簿及び点検簿

保管・閲覧簿及び点検簿は、作成し、又は記載された日の属する年の翌年から起算して 5 年間保存しなければならない。

(別記様式省略)